

# 財政均衡優先か、景気優先か

仏独の財政悪化で揺らぐ「安定・成長協定」の規律

田中 友義 Tomoyoshi Tanaka

駿河台大学経済学部 教授  
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

景気回復の遅れている仏独などユーロ圏主要国は、欧州単一通貨ユーロ導入について財政健全化を義務付けた「安定・成長協定」で規定された財政赤字の対GDP比3.0%以内の条件を順守できない状況になっており、1999年1月のユーロ導入、2002年1月からのユーロ貨幣流通開始以来、最大の危機に陥っている。特に、フランスは、財政赤字削減を求める欧州委員会の勧告に頑なに応じようとしなければかりでなく、景気対策を優先して協定見直しを強硬に主張し始めている。

EU財務相理事会は仏独に対する協定違反を容認し、制裁手続きの停止を決定したため、仏独と「大国のエゴイズム」を強く批判するその他のユーロ圏中小国や欧州委員会、ECB（欧州中央銀行）などとの間で深い亀裂が生じてしまった。欧州委員会は財務相理事会の制裁手続き停止を無効として欧州司法裁判所に提訴する事態にまで至っており、EUの政策運営にも支障が出てきている。

ユーロ圏経済の停滞が続くなか、協定規定の運用・緩和を求める声も高まりつつあるものの、安易な協定見直しはユーロへの信認低下につながりかねないとの懸念もECBや欧州委員会を中心に強い。

一時的な猶予期間を与えられた仏独の2004年以降の財政状況いかによるが、欧州委員会が期待している2006年までに財政均衡化が実現できるかどうか、問題の先行きを楽観視する向きは少ない。以下では、財政均衡問題を巡るEUの最近の動向を検証する。

## 独仏は財政よりも景気優先、加盟国間に亀裂

1999年のユーロ導入、2000年1月からのユーロ貨幣流通以来、ユーロの信頼を支える土台が揺らいでいる。欧州の景気低迷で、ユーロ圏各国財政のたがが緩み始めたからである。仏、独、伊で財政状況が急速に悪化し、デフレ懸念が強まるなかで、景気てこ入れで歳出拡大や減税などに傾斜するこれら主要3カ国と、財政規律を重視する欧州委員会、ECBやその他のユーロ圏中小国との亀裂が深まっている。

ラファラン仏首相は2003年8月27日、ブリュッセルで欧州委員会のプロディ委員長との会談後に記者会見し、「仏政府の3カ年行動計画『アジェンダ2006』には2005年に対GDP比3%以下に財政赤字を導く目標が記載されている」と述べ、「安定・成長協定」を順守していくこと強調した。また、「自分の最大の責務は経済成長と雇用を目指してあらゆることを実施することだ」とも述べた。

ラファラン首相は、「過去にこれほど低い成長が2年以上も続いたことはなかった。現在の財政赤字は極めて

例外的なものである」と欧州委員会に理解を求めたようだが、欧州委員会側は「3年連続の協定違反となれば制裁措置をとらざるをえない」と厳しい姿勢を示した。

しかしながら、ラファラン首相は、財政赤字が拡大しているにもかかわらず所得税減税を継続すると宣言して、財政健全化を求める欧州委員会との間で緊張を高めていた。後述するように5年間で30%の大幅所得税減税は再選されたシラク大統領の選挙公約であった。ラファラン首相はシラク大統領の意向を受けて、財政当局の抵抗を押し切って、2002年5%、2003年1%の減税に続いて、2004年3%の所得減税を実施することを決めた。

これに対して、景気後退でデフレ懸念が加速しているドイツは、労働市場の改革や社会保障制度の見直しなど構造改革によって経済再生を図ろうとしている。また、2004年から構造改革計画をまとめた「アジェンダ2010（行動計画）」を打ち出したが、他方、当面の景気刺激のためにフランスを上回る規模の大型減税も計画している。

ECBは通貨統合を先導した仏独の2大国が公然と協定に違反することによるユーロの信頼の低下を懸念し、ト

リシェ ECB 総裁も協定の厳格な運用を求めて、全ての加盟国が協定の順守の責任を果たす必要があると、違反を続ける仏独に厳しい発言をした。また、スペインなど財政均衡を達成したユーロ圏諸国やスウェーデンなど新たにユーロ導入を目指す国も、仏独への批判を強めた。

### 財務相理事会、仏独の財政赤字を容認

欧州委員会のソルベス委員（経済通貨問題担当）は、フランス政府が発表した 2004 年の予算案を批判し、財政赤字を削減しなければ「安定・成長協定」に基づく「次のステップ」へ進むと言明した。制裁手続きを含む強硬手段を辞さない姿勢で警告する狙いとみられた。ソルベス委員は「フランスが信頼されることを望むのであれば、2004 年から財政赤字の大幅な削減努力に着手すべきである」と述べた（注<sup>1</sup>）。

欧州委員会は、これまでに 2003 年 1 月独仏に対して是正勧告しているが、労働市場や年金制度の包括的な改革案を示しているドイツと比べて、フランスの財政健全化努力は不十分と判断し、2003 年 10 月 21 日、フランス

に対する 2 度目の勧告を行った。ただ協定順守の時期を 2005 年まで 1 年間猶予する一方、「構造赤字」（景気循環調整後の財政赤字）の 2004 年分についてはフランス政府の見通しよりも、対 GDP 比 0.4 %ポイントとさらに一層の赤字削減を求める内容で、11 月 4 日の財務相理事会での承認を目指した。

しかし、フランスは「経済成長を阻害する支出削減はできない」（ランベール予算担当相）と強硬な姿勢を崩さず、シュレーダー独首相も「仏独は自国のみならず、欧州全体の成長を促す責任がある」とフランスに同調して“援護射撃”を見せた。

一方、オーストリアのグラッサー財務相は「基準達成の猶予を認めた勧告は、協定の信頼性を損ねる」と欧州委員会を批判するなど、協定に沿って財政健全化を進めてきた小国の間には、「大国のエゴイズム」に対する不満も高まった（注<sup>2</sup>）。

欧州委員会は 2003 年 11 月 18 日、ドイツに対して追加的な赤字削減を要請する勧告を採択した。協定順守を遅くとも 2005 年まで猶予する代わりに、景気変動要因を除いた「構造赤字」を 2004 年分について対 GDP 比

0.8 %ポイント、また、2005年には少なくとも0.5 %ポイントそれぞれ赤字削減し、最終的には財政赤字を3.0 %以下に抑えることを促す内容のものであった。

これまで欧州委員会が勧告した緊縮措置に従ってきたとして、アイヘル独財務相はこの勧告を直ちに拒否し、「協定は制裁のための道具ではなく、適切な行動をとるための枠組みだ」と対決姿勢を鮮明にした。欧州委員会はドイツの赤字に「深刻な懸念」を表明し、追加的な手段を講じない限り2005年も協定違反が続く恐れがあると警告した(注3)。

プロディ委員長も「協定はユーロを守る礎石であり、欧州委員会は協定を厳しく適用していく。しかし、財務相理事会は協定の「死亡証明」を書こうとしている」と述べた(注4)。

財務相理事会は2003年11月25日、仏独に対する制裁手続きを停止し、独仏の財政赤字を容認することを決定した。これに対して、欧州委員会は理事会の手続き停止決定を「協定に違反する」と強く抗議し、ECBも強い懸念を示した。

欧州委員会の勧告案に賛成したのは、スペイン、オランダ、オーストリ

ア、フィンランドなどで、いずれも財政赤字を対GDP比3.0 %以下に抑えている中小国である。これら財政規律を守ってきた中小国の間では「大国を甘やかす不公平な決定だ」という不満を爆発させた。

財務相理事会の結論は、2004年の財政の「構造赤字」の削減幅を、フランスは対GDP比0.8 %ポイント、ドイツは同0.6 %ポイントとする、仏独両国ともに2005年の財政赤字を対GDP比3.0 %以下に抑える。また、同年以降も毎年、財政赤字を対GDP比0.5 %ポイント以上削減し、財政赤字の均衡を目指す、「安定・成長協定」の「過剰な財政赤字」の是正手続きを当面停止する、仏独両国とも、財政状況に関する報告書を年2回、財務相理事会に提出する。赤字削減目標を未達成の場合、理事会は「過剰な財政赤字」の是正手続きを再開し、是正勧告を採択する、というものであった(注5)。

財務相理事会の決定は協定制裁の圧力を事実上取り払うことを意味し、欧州委員会はユーロ圏各国に協定を順守させる「武器」を失い、協定が骨抜きになる恐れが強い。欧州委員会のプロディ委員長は声明で「協定に沿わない

表 1 協定違反制裁手続き停止に対するユーロ圏各国の立場

賛成国 (8 カ国)	反対国 (4 カ国)
<p>[ ドイツ ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定は生き続けるし、重要なことは景気後退からどのような抜け出すかである (アイヘル財務相)</li> <li>・理にかなった妥協である (シュレーダー首相)</li> </ul>	<p>[ オランダ ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の精神と規則に違反するきわめて失望する結果である (ザルム財務相)</li> </ul>
<p>[ フランス ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーロ圏の中核は景気対策を重視する仏独の主張を支持した (メール財務相)</li> </ul>	<p>[ スペイン ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーロ圏にとって悪い一日になった (アスナール首相)</li> <li>・制裁停止は間違いであり、深刻な事態である (ラト経済相)</li> </ul>
<p>[ アイルランド ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治的な決断もありうる (マクリービー財務相)</li> </ul>	<p>[ オーストリア ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大国の論理以外のなものでもない (グラッサー 財政相)</li> <li>・今回の決定は罪悪である (シュッセル首相)</li> </ul>
<p>[ イタリア ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての政治的決定は合法であり、委員会・理事会はそれぞれの責務を果たした (トレモンティ財務相、理事会議長)</li> </ul>	<p>[ フィンランド ]</p>
<p>[ ルクセンブルク ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2006 ~ 2007 年ころ協定改正が必要である (ユンケル首相)</li> </ul>	<p>[ 非ユーロ圏 ]</p> <p>[ スウェーデン ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これではとてもユーロ参加を国民に説得できない (ランド副財務相)</li> </ul>
<p>[ グリシャ ]</p> <p>[ ベルギー ]</p> <p>[ ポルトガル ]</p>	<p>[ 欧州委員会 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きわめて遺憾な決定であり、協定凍結や修正といったその場しのぎの対応をすべきではない (プロディ委員長)</li> <li>・法的根拠に乏しい政治的決定であった (ソルベス委員)</li> </ul>
<p>[ 非ユーロ圏 ]</p> <p>[ 英国 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制裁の発動よりも妥当な結論である (ブラウン財務相)</li> </ul>	<p>[ ECB (欧州中央銀行) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きわめて遺憾であり、仏独に責任ある対応を求める (政策理事会緊急声明)</li> </ul>

(出所) 筆者が作成したもの

決定はきわめて遺憾だ」と批判した。また、ECB も「協定手続きを踏まえ、制裁への信頼性を損ないかねない。きわめて危険だ」と批判し、財政赤字の他国への波及による高金利やインフレーション発生への懸念を表明した（注6）。

欧州委員会や ECB などが規律の順守にこれほどまでに固執する「安定・成長協定」とは何か。この協定成立の背景を次節で明らかにしてみたい。

### 「安定・成長協定」成立の背景

そもそもなぜ「安定・成長協定」の財政赤字の対 GDP 比の上限が 3.0 % なのか。この規定は 1992 年 2 月署名のマーストリヒト条約にまで遡る。「当時、EU 各国の財政赤字の GDP 比が平均 3 % 程度で、これをユーロ参加の条件にした」と関係者は指摘する。

制裁規定の具体化への音頭をとったのはドイツであった。ドイツ政府は通貨統合を実現するために、戦後ドイツの経済社会の繁栄を象徴するドイツ・マルクを放棄することを決意したわけであるから、自国民を納得させるうえでユーロをドイツ・マルク並みの強い通貨にすることがどうしても必要であった。そのために 1995 年にワイゲル

財務相（当時）が 3.0 % の上限枠を超えた加盟国に対して自動的に制裁金を科す新たな「安定協定案」を提示した。「ドイツは小国がユーロに参加すると財政規律が乱れると心配した。子供の買い物を見守る父親のような心境だった」とブリュッセル自由大学のブレラン教授は説明する（注7）。

それはともかくとして、1996 年 12 月のダブリン欧州理事会では、EMU（経済通貨同盟）完成後のユーロの価値維持を目指す「安定と成長のための（安定・成長）協定」（注8）について、基本的合意に達した。

次いで、1997 年 4 月開催されたオランダ・ノルトウェーク非公式財務相理事会は、EMU に参加する加盟国は毎年の財政赤字が対 GDP 比 3.0 % の上限枠を上回ると、無利子積立金の供出など制裁措置を発動することとし、財政の「均衡または黒字」を中期目標とすることに最終的に合意した。

ただし、大規模な自然災害発生時や深刻な不況時は例外扱いとしており、当該年の実質 GDP 成長率がマイナス 2.0% を超えた大幅なマイナス成長の場合は制裁しない、マイナス 0.75% 以上マイナス 2.0% 以内の場合は制裁するかどうか閣僚理事会で検討

する、 マイナス 0.75% 以下は制裁する、 単年度の制裁金は GDP の 0.5% を上限とし、 2 年以内に財政赤字が削減できない場合、この制裁金を没収する、 などとなっている（注<sup>9</sup>）。

この最終合意は、 厳格な制裁を科すことを求めたドイツが雇用を重視し制裁条項の一層の弾力化を主張するフランスにやや歩み寄った政治的妥協であったとみられた。

独仏妥協の背景として、 選挙公約で雇用政策を最優先するジョスパン社会党政権がフランスに誕生したという情勢の変化があった。ジョスパン首相（当時）は、 EMU に関する 4 つの条件を提示していた。それらの条件とは、

米ドルと日本円に対して過大評価されるユーロを拒否する、 ECB に対するカウンター・バランスとしての「欧州経済政府」を創設する、 イタリア、スペインなど「地中海クラブ」諸国を EMU 参加先行グループから排除しないこと、 雇用と成長を確保するために各国の経済政策が拘束されないことであった。

まず、「安定・成長協定」については、フランスが雇用や成長促進策を重視する立場から、同協定の再協議を求めたため、当初の協定案を主張して再

交渉の余地はないとするドイツと対立して、独仏関係の亀裂は深まった。

すでに結着していた議論がフランスのジョスパン社会党政権によって蒸し返されたために、1997 年 6 月のアムステルダム欧州理事会はフランス政府が求めている雇用対策に配慮し、1997 年 11 月に失業対策のための臨時の欧州理事会をルクセンブルクで開催することで、「安定・成長協定」は最終的に調印されたのである。

#### EU、財政赤字拡大で初の警告

次に、「安定・成長協定」発効後のユーロ圏の経済・財政情勢を時系列的に振り返ってみることにする。

1999 年 1 月のユーロ導入後も EU 各国が財政規律の手綱を緩めなかったことと、景気回復による税収増が加わったことから 2000 年には財政改善が一段と進み、2001 年までに EU の全ての加盟国が財政黒字化することを目指した。そうしたなか、EU 財務相理事会が 2001 年 2 月 12 日、アイルランドに対して 2001 年度予算の見直し、抑制を求める初めての勧告を決議した。

予算修正勧告の理由は、2000 年の



物価が 5.3% ときわめて高い上昇率が続くなかで 2001 年も拡大型予算を実施すればインフレを引き起こし、ユーロ圏全体の経済運営やユーロ相場にも悪影響を与えかねないと判断したもので、EU 加盟国の予算編成権に初めて事実上介入した。この時点で、同理事会は英国、フランス、イタリアの 3 カ国に対しても財政計画が適切でないとの警告文書を出した。

2001 年年央に至って、景気停滞感が強まるなかで、ユーロ圏各国は財政均衡策が重荷になって景気浮揚策に動けないジレンマに陥った。財政出動の手足を縛られた各国は ECB への利下げ圧力を強めたが、ECB はインフレ懸念を背景に追加的な金融緩和に慎重な姿勢を崩さなかった。独仏伊などの主要国の財政悪化が一段と強まるとともに、「安定・成長協定」の弾力的な運用を求める見直し論がこれら主要国を中心に浮上し、「単年度赤字ゼロ」の目標が早くも遠のき始めた。

欧州委員会は 2002 年 2 月 12 日、財政状況が悪化していたドイツ、ポルトガルに対して、「安定・成長協定」に規定されている「早期警告」を発動するよう、財務相理事会に提案した。この警告発動は「安定・成長協定」発

効後初めてのこととなった。

しかしながら、財務相理事会は、ドイツ、ポルトガルに「早期警告」を発動することを見送り、2004 年までに追加的な財政緊縮措置をとって、「安定・成長協定」を順守することを両国に公約させた。その背景として、ドイツの財政政策が失敗したと受けとられかねないため、2002 年 9 月の総選挙を控えて劣勢を強いられていたシュレーダー首相に対する政治的な配慮があったとみられている（注 10）。

さらに、2002 年 7 月、ポルトガルの 2001 年の財政赤字が対 GDP 比 4.1% であったことが明らかとなり、欧州委員会は「安定・成長協定」に基づいて制裁を含む手続きを開始することとなった。欧州委員会はポルトガルが当初、財政赤字を大幅に過小評価したデータを提示したとしてこの虚偽報告を強く批判した。

これは 2002 年 3 月の総選挙で勝利したドゥランバロゾ中道右派政権が前社会党政権時の国家財政の調査を開始した結果、それまでの対 GDP 比 2.2% の財政赤字から税金の未収分によって同 4.1% の赤字に修正されたものであった。欧州委員会は直ちにポルトガルに対する「過剰な財政赤字」の



是正手続きを開始し、付加価値税の税率を17.0%から19.0%に引き上げさせるなど引き締めは是正措置をとらせられた。その結果、2002年度の財政赤字は対GDP比2.8%にまで低下し、辛うじて制裁は免れたものの経済成長率はマイナス1.3%の景気後退に陥ってしまったのである。

いずれにしても、ポルトガルの過剰な財政赤字が3.0%の上限を超えたことによって、2001年1月から現金流通し始めたばかりのユーロの信頼性が損なわれるとの懸念が強まることになった。

### 財政優先か景気優先か、協定見直し論が浮上

景気低迷下で総選挙戦に突入したフランスやドイツなどで財政拡大論が浮上し、財政均衡を一時的に棚上げすべきだという圧力が強まって、財政健全化計画がなし崩しになる可能性が出てきた。

2002年5月、大統領選挙で再選を果たしたシラク仏大統領は同年6月の国民議会の総選挙を控えて、同年3月のバルセロナ欧州理事会において2004年の財政均衡化を約束したにも

かかわらず、「財政均衡目標の達成にこだわれば、経済成長が脅かされる」として、大統領選挙中に公約した5年間30%の所得減税を実施するためにも2007年まで目標達成時期を延期するよう主張した。これに対して、アイヘル独財務相は「もし、フランスが『安定・成長協定』の緩和を求めらば、一切の協力を行わない」と厳しい姿勢を示した(注11)。

さらに、2002年6月21日のゼヴィリア欧州理事会直前に、シュレーダー首相は2002年のフランスの財政赤字が対GDP比2.6%に達するとして、2004年の財政均衡化の義務を想起するようラファラン政権の見解を求めたため、フランス側を強く刺激することとなった。

結局、サミット直前の財務相理事会でフランスが2004年の財政均衡化を約束した。ただし、2003年、2004年のGDP成長率が3.0%に達しない場合、2004年の財政均衡を先送りすることが認められた。

しかしながら、そのドイツでさえ、この時点ですでに2002年の財政赤字の対GDP比が2.7%程度に達する見通しとなった(実績は3.5%に赤字拡大した)。シュレーダー政権は2.5%

成長を前提に赤字拡大を抑える考えだったが、2002年9月の総選挙を前に野党CDUシュトイパー党首が選挙公約として追加減税を表明したため、これに対抗した政策実施のための歳出増も予想されたため、緊縮財政維持はかなり難しいとみられた。

その後、欧州委員会は2002年9月24日、「安定・成長協定」の運用の見直し案を提示した。これは、ユーロ圏経済が予想以上に低迷していることから、独仏など主要国の財政赤字削減が極めて困難視されるようになり、財政均衡化よりも目先の景気対策を優先させざるを得ないと判断したためである。欧州委員会のプロディ委員長も「経済の回復が数カ月前の予想ほど力強くないことに各国の財政計画は影響を受けざるを得ない」と述べた(注12)。

具体的には、独、仏、伊、ポルトガルの財政収支均衡の達成期限を2004年(伊のみ2003年)から2006年に延期する、延期を容認する代わりに、独、仏、伊、ポルトガルは景気変動要因を除いた「構造赤字」を対GDP比0.5%ポイントずつ毎年削減することとなっている。

「安定・成長協定」の運用の見直し提案に対して、仏、独、伊の各政府は

歓迎の意向を表明する一方、オランダ、ベルギー、オーストリアは2004年の均衡化を求めて、欧州委員会を強く批判した。

フランスがその直後の9月25日に発表した予算案は、欧州委員会が期待した2006年の財政均衡化も困難な内容であったため、欧州委員会のソルベス委員も失望感をあらわにした。所得減税などの景気対策や治安維持の強化対策費の増額などを求める国内世論へ強く配慮したためであった。メール財務相は「フランスには(財政規律よりも)優先すべき課題がある。国家の予算と政策は自国で決める」と発言した。シラク大統領も「財政均衡目標の達成にこだわれば、経済成長を脅かす」と景気を優先する姿勢を明確にした(注13)。

しかしながら、2002年10月7日、ルクセンブルク・ユーロ圏財務相非公式理事会では、結局フランス一国が「構造赤字」の削減を2003年から開始するとの提案に最後まで強硬に反対したため、合意できず、フランスのみ2004年から削減を開始することになった。このようにフランスが赤字削減の先送り姿勢を強めたことから、ユーロ圏

財政均衡目標からの逸脱を容認すれば、インフレを引き起こしユーロの信

認を損ないかねないと欧州委員会や ECB などが批判を強めているものの、景気優先を主張するフランス政府との溝は深まるばかりである。この段階で、欧州委員会のプロディ委員長から、

2002 年 10 月 18 日付仏ル・モンド紙とのインタビューで「安定成長協定は厳格すぎて、ばかっている」旨の発言が飛び出した(注 14)。

表 2 「安定・成長協定」見直し提案に対するユーロ圏諸国の見解

財政収支比率 (2003 年、GDP 比、%) (カッコ内、2004 年)	黒字	[フィンランド] 2.3% (2.0%) ・協定緩和の議論の余地は全くない(カマオマキ財務相)
		[スペイン] 0.3% (0.4%) ・協定の枠内でうまく財政政策を運営している(モンテロ財務相)
	赤字	[オーストリア] -1.1% (-1.1%) ・フランスが協定違反を続けるなら制裁措置を発動すべきである(グラッサー財務相)
		[オランダ] -3.2% (-3.5%) ・協定を順守すべきである(ザルム財務相)
		[フランス] -4.1% (-3.7%) ・危機に直面している時は協定を一時緩和すべきである(シラク大統領、ラファラン首相)
		[ドイツ] -3.9% (-3.6%) ・見直し提案は重要で検討に値する(シュレーダー首相) ・協定の修正を議論する時期ではない(アイヘル財務相)

(出所) 筆者が作成したもの

## 是正勧告に仏独が強く反発

財務相理事会は2003年1月21日、ドイツへの「過剰な財政赤字」の是正の勧告、フランスへの「早期警告」をそれぞれ採択した。景気停滞によって税収の減ったドイツ政府の2002年の財政赤字は対GDP比3.75%に達すると見込まれた。シュレーダー政権は2002年秋から増税や社会保障制度の見直し、公務員の賃金抑制などの赤字削減に乗り出したが、実質成長率が2002年0.2%、2003年0%と景気回復の見通しは暗く、2003年の財政赤字も2年連続で3.0%の上限枠を超えたとの懸念が強まった。

ドイツに対する勧告は2002年のポルトガルに続くものだが、仏独というユーロ圏の経済大国の過剰な財政赤字はユーロの信頼性を著しく損ないかねない。シュレーダー政権は勧告を全面的に受け入れる方針を示し、すでに前年秋に増税と超緊縮財政を打ち出した。ただ、厳格な財政基準の適用は、景気回復のための経済政策の手足を縛ることを意味し、特にフランスは財務相理事会での採決で最終的に棄権に回るなど激しく反発した。

前述したように、フランスはシラク大統領が大幅減税などを公約しているため、赤字削減を求める厳格な財政基準の適用に抵抗している。メール財務相は「勧告は予期していた。財政赤字が2003年に3.0%を超える危険があることも認める。われわれはわれわれのリズムで赤字削減に取り組む」と挑戦的な発言を繰り返した(注15)。仏ル・モンド紙の表現を借りれば、「ドイツは協定を順守できず、フランスは順守する意思がない」ということである(注16)。

欧州委員会は2003年5月7日、フランスを「過剰赤字国」と正式に認定し、赤字削減策を取るよう要求し、是正手続きを発動する方針を表明した。ポルトガル、ドイツに次いで3カ国目である。欧州委員会によると、この時点でフランスの財政赤字は2002年対GDP比3.1%から2003年同3.7%に達する見込みであった。遅くとも2004年までに財政赤字を3.0%以下に収める改善措置がとられず、赤字が続いた場合、欧州委員会は仏政府に制裁金を科すことができる。

2003年7月14日、フランス革命記念日のテレビ演説で、シラク大統領は財政規律について「政治主導で暫定

的に緩和すべきである」と発言した。仏政府は「2007年まで財政均衡は無理である」とさえ宣言していた。シラク大統領は「経済が危機状況にある時期、協定修正ではなくて柔軟な対応が必要である」と主張し、財政赤字が基準を超えても、「景気刺激策をとる」とまで踏み込んだ発言をした。

ブリュッセルで開催されたユーロ圏財務相理事会では、オランダ、スペイン、ギリシャ、フィンランドなどは「大国のエゴイズム」と強く反発し、「独仏に制裁を科すべきだ」という意見さえ出た。アイヘル独財務相も「協定の変更を議論する時期ではない」とシラク発言を支持しなかった。

## おわりに

財務相理事会による制裁手続き停止の決定が財政均衡化問題を新たな段階へ向かわせることとなった。そこで、以下では理事会決定から欧州司法裁判所による判決に至る推移を明らかにし、今後の展望を試みたい。

欧州委員会は2004年1月7日、独仏に対する赤字削減勧告採択を見送った先の財務相理事会決定は「違法である」との結論を出した。次いで、欧州

委員会は2004年1月13日、理事会決定の無効を訴えて、欧州司法裁判所に提訴したが、この法廷闘争に対する批判も多い。

欧州委員会の提訴は、理事会決定の手続きについて争うものであり、仏独の経済状況の分析について争っていない。理事会が最終的な決定権限を持つことを認めたくて、欧州委員会の先の勧告を否定する根拠が必要だと主張している。ただし、理事会決定と勧告案との差がそれほど大きくないという疑問も呈されており、欧州委員会内部でも意見が割れているという(注17)。

欧州委員会は欧州司法裁判所に対して、半年ほどの迅速な審議を求めていることから、欧州司法裁判所は2004年7月13日、財務相理事会による仏独財政赤字の制裁停止の決定は無効である旨の欧州委員会の訴えを支持する判決を下した(注18)。

欧州司法裁判所の判決は、欧州委員会の求めた 委員会の勧告案否決の取り消し、 手続き停止決定の取り消しのうち、前者については理事会の裁量権を認め、勧告案が十分な賛成を得られなかったとして委員会の要求を退ける一方、後者については手続き停止の条件が満たされずに決定されたとし

て、委員会の主張を支持するものであった。欧州司法裁判所の今回の判決は欧州委員会が提訴理由とした「財政赤字の是正手続きの尊重」を支持するものであったことから、委員会の実質的な勝訴となったとする見方もある(注19)。

欧州委員会が2004年春に発表した経済予測によると(注20)、2003年、

2004年、2005年の仏、独の財政赤字の対GDP比は3.0%を超える状況が3年も続く見込みである。加えて、独仏の協定違反を厳しく批判していたオランダまでも2003年に3.0%を超えたことが明らかになったほか、イタリアも2004年3.2%、2005年4.1%と基準値を超える可能性が強まった。ギリシャ、ポルトガルも同じように財政

表3 EU15 各国の経済・財政見通し

国名	実質成長率 (%)			財政赤字 (対GDP比、%)			公的債務 (対GDP比、%)		
	2003年	2004年	2005年	2003年	2004年	2005年	2003年	2004年	2005年
フランス	0.2	1.7	2.4	-4.1	-3.7	-3.6	63.0	64.	65.6
ドイツ	-0.1	1.5	1.8	-3.9	-3.6	-2.8	64.2	65.6	66.1
オランダ	-0.8	1.0	1.6	-3.2	-3.5	-3.3	54.8	56.3	58.6
ポルトガル	-1.3	0.8	2.2	-2.8	-3.4	-3.8	59.4	60.7	62.0
ギリシャ	4.2	4.0	3.3	-3.0	-3.2	-2.8	103.0	102.8	101.7
イタリア	0.3	1.2	2.1	-2.4	-3.2	-4.0	106.2	106.0	106.0
フィンランド	1.9	2.6	2.7	2.3	2.0	2.1	45.3	44.5	44.3
ルクセンブルク	1.8	2.4	3.1	-0.1	-2.0	-2.3	4.9	4.5	3.8
オーストリア	0.7	1.8	2.5	-1.1	-1.1	-1.9	65.	65.5	65.3
アイルランド	1.2	3.7	4.6	0.2	-0.8	-1.0	32.0	32.4	32.6
ベルギー	1.1	2.0	2.5	0.2	-0.5	-0.7	100.5	97.4	94.3
スペイン	2.4	2.8	3.3	0.3	0.4	0.6	50.8	48.0	45.1
ユーロ圏	0.4	1.7	2.3	-2.7	-2.7	-2.6	70.4	70.9	70.9
デンマーク	0.0	2.1	2.2	1.5	1.1	1.5	45.0	42.3	40.0
スウェーデン	1.6	2.3	2.6	0.7	0.2	0.7	51.9	51.8	50.5
英国	2.2	3.0	2.8	-3.2	-2.8	-2.6	39.9	40.1	40.6
EU15	0.8	2.0	2.4	-2.6	-2.6	-2.4	64.0	64.2	64.2

(出所) European Commission; European Economy, Economic Forecasts Spring 2004 (No. 2 / 2004) より筆者が作成したもの。



状況が悪化してきている。

以上のようなユーロ圏諸国の景気や財政状況や欧州司法裁判所の今回の判決などから判断して、いわゆる「牛を殺して角を貯める」の喩えのように、協定順守という原則論を振りかざして厳しく制裁を科して、ようやく上向きに転じた景気を失速させる愚を犯さないことが賢明であろう。そのためにも、今秋以降、欧州委員会と財務相理事会の間の合意が図られて「安定・成長協定」の見直しが現実的な解決策として模索されることになるのではないかと筆者は考えている。

(注1) LeMonde, 12/13 octobre 2003

(注2) 読売新聞、2003.11.4

(注3) 通商弘報(ジェットロ)、2003.11.25

(注4) 朝日新聞、2003.11.20

(注5) 通商弘報(ジェットロ)、2003.12.3

(注6) 朝日新聞、2003.11.30

(注7) 日本経済新聞、2003.8.26

(注8) EMUに参加する国に財政規律を求め、単一通貨ユーロの信認を維持するために導入した協定で、1996年12月に基本合意した。財政赤字の対GDP比が3.0%の上限枠を超えないことや、中期的に財政均衡または黒字確保に努力するよう規定している。財政赤字比率が規定を超過した場合の対応を勧告、協定違反した場合の制

裁措置も規定している。また、EMU参加国は「安定・成長協定」の順守のための「安定プログラム」の提出を、未参加国は統合参加条件を満たすための経済の「コンバージェンス達成計画」の年1回の提出を義務付けられている。同時に加盟各国による財政状況の相互監視の強化が謳われている。

(注9) この制裁金は、無利子預金を積み形で実施され、この預金が罰金として徴収された場合、EU財政の財源となる。この無利子預金は固定部分の対GDP比0.2%と、変動部分から構成されている。変動部分は財政赤字の基準値3.0%を超える赤字の対GDP比の10分の1に等しい金額が加わる。ただし、年当たりの預金額の上限は対GDP比の0.5%となっている。

(注10) 日本経済新聞、2002.2.13

IHT (International Herald Tribune),  
February 13 2002

(注11) Le Monde, 16 mai 2002

(注12) 日本経済新聞、2002.9.25

(注13) 日本経済新聞、2002.10.13

(注14) Le Monde, 18 octobre 2002

(注15) 読売新聞、2003.1.22

(注16) Le Monde, 22 janvier 2003

(注17) 通商弘報(ジェットロ)、2004.1.29

(注18) 朝日新聞、2004.7.14、日本経済新聞、2004.7.14、LeMonde、14 juillet 2004、IHT, July 14 2004 ほか

(注19) 通商弘報(ジェットロ)、2004.7.15

(注20) European Commission: European Economy, Economic Forecasts Spring 2004 (No2/2004)